

## 子ども子育て新制度を全ての幼い子どもの育ちを支える制度とするための意見書

国は、2015年4月から新制度を施行するとして、制度の実施主体である市区町村に対して関係条例の制定など早急に施行準備を進めるよう求めています。市区町村における新制度の検討や住民への周知は十分ではなく、無理な日程で準備が進められれば保護者を初め関係者が疑問や不安を抱いたまま新制度が実施されることになりかねません。

今、多くの国民が求めているのは、新制度の早急な導入ではなく、都市部における待機児童の解消や過疎地における保育の場の確保であり、被災地の保育所の復旧、復興です。こうした緊急課題の解決を図った上で、幼いこどもの命に関わる制度の変更については、こどもの権利保証の観点から十分に配慮して検討を進めることが必要と考えます。

よって、国及び国会においては、こどもの権利保障を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と地方自治体の責任のもとに保育施策を拡充し、新制度を実施するよう以下の事項について強く要望します。

- 1 保育新制度の実施に当たっては、社会保障・税一体改革の確認書並びに、子ども子育て関連三法の参議院附帯決議に示された財源の確保を前提とし、新制度における公定価格は全てのこどもの健やかな育ちを保証するために、国の算定基準を示した「個別費目の積み上げ方式」とすること。公定価格は施設、事業の安定的、継続的な運営が可能な設定とし、施設・事業ごとの単価に差をつけないこと。また、子育て世代の負担軽減の意味からも保育料は現行水準を引き上げることなく、保護者負担の軽減を図ること。
- 2 保育環境の整備、改善を図るため、新制度施行後も国と地方公共団体による現行の施設整備費の仕組みを維持すること。
- 3 保育の実施に責任を持つ市区町村が計画的に待機児童対策を進められるよう、国として国有地などの活用や財政措置の拡充などの対策を行なうこと。安心子ども基金については必要な財源を確保した上で継続し、対象事業の拡充を図ること。

- 4 保育の担い手であり、こどもの成長、発達を担う保育士が安定的、継続的に働くことのできる仕組みを制度上に位置づけ、民間の他職種と比較しても低すぎる保育士の処遇改善を図ること。国会での子ども子育て関連三法に係る附帯決議を踏まえ、職員配置基準の見直しを図ること。
- 5 子ども子育て支援新制度の実施に当たっては、その実施主体である市区町村及び保育関係者、国民への説明を尽くし、その意見を踏まえた上で国として十分な協議を行い性急な実施をしないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月17日

名取市議会議長 山口 實

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
厚生労働大臣 殿